

香川県広域水道企業団鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉛製給水管（以下「鉛管」という。）の取替工事に対する助成金を交付することにより、鉛管解消を促進し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定められている給水装置の構造及び材質の基準への適合、水質基準の確保並びに漏水防止を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 企業長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(助成対象工事及び助成対象範囲)

第3条 助成の対象となる工事は、配水管及び給水管の分岐箇所からメーター付近までの鉛管（引込専用外線及び公共団体が所有する鉛管を除く。）の全部を口径25ミリメートル以下の企業長が別に定める材料（以下「指定材料」という。）に取り替える工事（公共事業による工事を除く。以下「対象工事」という。）とする。

2 助成の対象範囲は、道路上及び敷地内の工事に係る材料費、配管工事費及び土木工事費（取替予定箇所に鉛管が使用されていないことが判明した場合の土木工事費を含む。）とする。ただし、敷地内の掘削復旧に係る土木工事費については、次の各号に掲げる復旧のいずれかに要する範囲までとする。

（1）流用土による復旧

（2）アスファルト合材による復旧

（3）簡易なコンクリートによる復旧

3 その他助成対象範囲については、企業長が定める。

(助成金の額)

第4条 申請者が対象工事により増径を行ったときは、従前と同口径（同口径が存在しない場合は同口径を超える最少口径）の指定材料に取り替えたものとみなして助成金の額を算定する。

2 前項に定めるもののほか、助成金の額の算定方法については、企業長が定める。

(交付の申請)

第5条 申請者は、竣工検査完了の日までに、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書

(様式第1号) (以下「申請書」という。) を企業長に提出して申請しなければならない。

2 申請書には、企業長の承認を受けた給水装置工事施行申請書の写しを添付しなければならない。

(申請の要件)

第6条 申請は、給水装置の改造工事等に係るものでなければならない。

(竣工検査完了の期限)

第7条 申請者は、申請書を提出した日から起算して1年以内に対象工事の竣工検査を完了しなければならない。

(出来形管理表等の提出期限)

第8条 申請者は、対象工事の竣工検査完了の日から起算して4箇月以内に助成金が算出可能な出来形管理表等（別表に掲げる資料その他企業長が定める資料をいう。以下同じ。）を企業長に提出しなければならない。

(期限の延長)

第9条 申請者は、道路管理者からの許可条件等により、前2条に定める期限までに竣工検査の完了又は出来形管理表等の提出ができない場合は、企業長に期限延長願（様式第2号）を提出し、期限の延長について許可を受けなければならない。

(催告)

第10条 企業長は、第7条及び第8条に規定する期限を経過した申請があるときは、文書により申請者に催告を行うことができる。

2 企業長は、前項に定める催告を発した日から起算して、1箇月を経過した日までに竣工検査の完了又は出来形管理表等の提出がない場合は、当該申請を取り消すものとする。

(交付の決定)

第11条 企業長は、第5条の規定による申請及び第8条の規定による出来形管理表等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否及び交付額を決定し、鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付指令等)

第12条 企業長は、対象工事の竣工を確認した後、鉛製給水管取替工事助成金指令書（様式第4号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

- 2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、前項の指令書により通知を受けた後に、所定の請求書を企業長に提出しなければならない。
(受領委任払)

第13条 企業長は、申請者が助成金の受領の権限を、対象工事を施行した指定給水装置工事事業者（以下「工事施工者」という。）に委任した場合、助成金として申請者に対し支払う額を、工事施工者に支払うことができる。

- 2 申請者は、前項の受領委任払を希望する場合、助成金の受領に関する委任状（様式第5号）を企業長に提出しなければならない。
(申請者が死亡した場合の助成金の交付)

第14条 企業長は、申請者が死亡した場合、申請者の相続人からの請求に基づき、助成金を交付することができる。

- 2 申請者の相続人が、前項の請求を行う場合、代表者選任届（様式第6号）に申請者との継承を確認できる書類を添えて提出しなければならない。
(決定の取消し及び助成金の返還)

第15条 企業長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(申請の取下げ)

第16条 申請者は、申請書を提出した後、当該申請を取り下げる場合は、鉛製給水管取替工事助成金交付申請取下げ願（様式第7号）を企業長に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行前に高松市鉛管引替工事助成金交付要綱、観音寺市鉛製給水管引替工事助成金交付要綱、さぬき市鉛製給水管取替工事助成金交付規程又は東かがわ市鉛管引替工事助成金交付要綱の規定によつてした処分、手続その他の行為について

ては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月7日改正）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第8条関係）

工事写真	土木工事	工程ごとに状況や出来形が分かるように撮影し、工程順に並び替えて提出する。
	配管工事	配管状況、使用材料名、規格、数量を黒板に記入して撮影する。
丈量図		土木工事があるものについて提出する。 掘削、復旧の寸法、埋戻材料を記入する。
日報の写し		交通誘導員を配置した場合に、配置の状況が確認できるものを提出する。
竣工図の写し		給水装置工事施行申請書の竣工図の写しを提出する。